

都教委の特定の教科書を排除する見解に抗議し、撤回を求める決議

東京都教育委員会は、2013年6月27日の会議で「平成26年度使用都立高等学校用教科書についての見解」を議決しました。

この見解は、文部科学省の検定に合格した教科書を、都教委の考え方に合わないといって、高校で「使用することは適切でない」と決議した前代未聞の不当な内容です。

わたしたちが、なぜ不当なものだと考えるか、それは、次の3つの理由からです。

1. 文部科学省の教科書検定も否定する見解

都教委は、実教出版の教科書の「日の丸・君が代」(国旗・国歌)についての「一部の自治体で公務員への強制の動きがある」という書き方が、「都教育委員会の考え方と異なる」ので、「使用することは適切ではない」と決めつけています。そして、「この見解を都立高等学校等に十分周知していく」と、都立学校長宛に通知しました。

しかし、実教出版の教科書の「一部の自治体で公務員への強制の動きがある」というのは事実を記述したものですから、文部科学省の検定でも合格したのです。これは、文科省の教科書検定さえ否定する態度です。

2. 教科書選定という学校の教育課程編成権への介入

旭川学力テスト事件最高裁大法廷判決(1976年5月21日)は、「教育行政機関が法令に基づいてする行為が『不当な支配』にあたる場合がありうる」ので、教育行政機関が教育基本法(1947年)第10条の「不当な支配」とならないように配慮しなければなら

ない拘束を受けている」と明確に示しました。

この規定は、2006年教育基本法第16条でも規定されています。従って、最高裁判決と教育基本法第16条に反するものです。

この最高裁判決は、学習指導要領は「(大綱的な)基準の設定として是認することができる」が、「法的拘束力をもって……教師を強制するのは適切ではない」と、教師に一方的教育内容を強制してはいけなという内容をもってしています。

3. 憲法の保障する 出版・言論の自由と子どもの教育を受ける権利を阻害する

憲法21条は、「……言論・出版その他一切の表現の自由はこれを保障する」と書かれています。これから教科書選定が行われるという時期に、事前に選定の対象から特定の教科書会社の教科書を排除する議決を教育委員会がしたのです。

憲法26条は、子どもの教育を受ける権利を保障しており、子どもは「普通教育」を受ける権利をもってしています。

教育課程の編成権をもつ各学校では、どの子どもも持っている発達の可能性を引き出し、伸ばしていけるように教育活動を行っています。その教育の主たる教材が教科書です。各高校が選定を行う前に、特定の教科書の排除を見解として出して、都立高校に押しつけることは許されません。

わたしたちは、この「見解」と議決に抗議し、撤回することを求めます。

2013年7月4日

2013年7月12日

都教組北多摩東支部 支部委員会参加者一同

都教組北多摩東支部 執行委員会